

□■感染症情報(H29年第52週) □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
□■

●トピックス

◆インフルエンザ注意報発令・

地域警報発令について (H30年1月5日)

茨城県において、第52週(H29年12/25~12/31)のインフルエンザの定点当たりの患者報告数が17.33となり、国の定める注意報の基準値(10.00)を超えたため、H30年1月5日県内全域に「インフルエンザ注意報」が発令されました。

今シーズンは、昨シーズンより約1週遅い注意報発令となります。

古河保健所と竜ヶ崎保健所管内においては、1定点あたりの報告数が古河保健所管内40.88、竜ヶ崎保健所管内35.79となり、国の定める基準値(30.00)を超えたため、H30年1月5日「地域警報」が発令されました。

鉾田保健所管内において、1定点あたり第51週5.40で、第52週9.60と急増しています。

県において、1定点あたりの報告数は、第51週8.75(国12.87)、第52週17.33(国17.88)となり、県・国共に急激な増加がみられていますので、今後も注意が必要です。

関係者の皆様においては、手洗いの徹底、咳エチケットの実践、予防接種等感染予防策の実施をお願いいたします。

また、集団発生等の際には、早期に保健所へ御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

<県衛生研究所におけるインフルエンザウイルス検出件数>

期 間：H29年9月4日からH29年12月31日まで

検体数：64検体			[昨シーズン]
検体内訳：AH3（A香港型）	7検体	[10.94%]	[75.6%]
AH1pdm09	38検体	[59.38%]	[8.1%]
B型	19検体	[26.69%]	[16.3%]

【インフルエンザ注意報発令・地域警報発令

及び学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について（H30年1月5日）県】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/press/documents/20180105infl_1.pdf

【インフルエンザ流行情報について（第5報）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2017sflureport05.pdf>

【インフルエンザ流行情報および

学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について（第8報）県】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2017flu08.pdf>

【「みんなで予防！インフルエンザ」（県）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2017fluibaraki.jpg>

【咳エチケットしていますか（県）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/sekia4.pdf>

【できていますか？正しい手洗い（県）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/tearaia4.pdf>

【インフルエンザQ&A（厚生労働省）H29年11/15時点】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則及び風しんに関する特定感染症予防指針の改正
について（H29年12月28日）

H30年1月1日から風しんの届出が変わりましたので、
関係者の皆さまにおいては、診断された場合には、
直ちに保健所へ届出をしていただきますようお願いいたします。

1. 施行規則改正概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を
直ちに届け出なければならない五類感染症として、
「風しん」を定める。

2. 特定感染症予防指針の改正概要

- (1) 「風しん」及び「先天性風しん症候群」の医師の届出
「診断後7日以内に」→『診断後直ちに』に改正

- (2) 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応
における感染経路の把握等の調査について
「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者
が同一施設で集団発生した場合等」

↓

『風しんの患者が一例でも発生した場合に』に改正

- (3) ウイルス遺伝子検査の実施について
「可能な限り」→『原則として全例に』に改正 等

3. 改正年月日：H30年月1日

【『風しん』感染所法に基づく医師及び獣医師の届出について（国）】
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-14-02.html>

【風しん発生届（国）】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf/01-05-14-02.pdf>

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び風しんに関する特定感染症予防指針の改正に係る啓発について（協力依頼）】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/tsuuchi/documents/20171228jimurenaku.pdf>

【リーフレット「H30年1月1日から風しんの届出が変わりました」】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/tsuuchi/documents/20171228betten.pdf>

●感染症サーベイランス情報

【県内の保健所別報告数】

（第52週 12月25日～12月31日） （2017年第52週までの報告数累計）

結核	4件（鉾田0件，他5件）	県	466件，	全国	22814件
つつが虫病	1件（水戸）	県	9件，	全国	439件
劇症型溶血性 レンサ球菌感染症	1件（日立）	県	10件，	全国	574件
侵襲性肺炎球菌感染症	1件（常陸大宮）	県	50件，	全国	3147件
水痘（入院例に限る）	1件（常陸大宮）	県	4件，	全国	309件

★ 当メールの内容についてのお問い合わせは下記までお願いします。

茨城県鉾田保健所 健康指導課

E-Mail : hokoho03@pref.ibaraki.lg.jp [TEL:0291-33-2158](tel:0291-33-2158)

*****鹿行地域感染等対策ネットワーク

【事務局】

土浦協同病院		
なめがた地域医療センター		茨城県鉾田保健所
〒311-3516		〒311-1517
行方市井上藤井 98-8		鉾田市鉾田 1367-3
TEL:0299-56-0600		TEL:0291-33-2158
FAX:0299-374111		FAX:0291-33-3136
